

第32回あはき療養費検討専門委員会 あはき療養費令和6年度料金改定案を承認

厚生労働省は2024（令和6）年4月26日、社会保障審議会・医療保険部会、第32回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう（あはき）療養費検討委員会（座長：遠藤久夫学習院大学経済学部教授）を、柔整療養費検討専門委員会に続いてオンラインを組み合わせる形式で開催した。

厚労省の検討専門委員会事務局は、政府で決定された+0・26%を踏まえた、令和6年あはき療養費改定（案）、「往療料の距離加算の廃止」「離島や中山間地の地域に係る加算の創設」「往療料の見直しおよび訪問施術料の創設」「同一日・同一建物への施術」「物価高騰への対応」などを委員会に示した。主な提示内容は次の通り。

「往療料の距離加算の廃止」

往療料の距離加算（4km超の区分）を廃止し、当該廃止に伴う財源は「離島や中山間地の地域に係る施術料」の加算等として振り替える（令和6年10月1日施行）。

「離島や中山間地の地域に係る加算の創設」

離島や中山間地の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにするため、施術料に特別地域加算を設け1回につき250円を設定。なお、当該地にある施術所や当該地外から訪問しても当該地にいる患者を施術した場合加算適用とする（令和6年10月1日施行）。

「往療料の見直しおよび訪問施術料の創設」

往療料を見直し、定期的ないし計画的な往療により施術を行う場合に施術料と訪問に係る往療料を包括した訪問施術料を創設。（令和6年10月1日施行）。

「同一日・同一建物への施術」

同一日・同一建物への施術で1人の患者だけではない場合もあり、往療料を含めた1人あたりの料金を新設する。新たな料金体系として施術料と訪問に係る往療料を包括した1人あたりの料金を、訪問施術料1、2、3などとして設定する（令和6年10月1日施行）。

「物価高騰への対応」

あま指におけるホットパック等を使った温奄法、はり・きゅうにおける電気針、電気温灸器または電気光線器具を使った場合の電療料については、物価高騰による光熱費等の値上がりによる影響を受けやすく、改定財源の範囲で引き上げる。

また、他産業における賃上げ・診療報酬改定における賃上げへの対応や本年4月よりオンライン資格確認が開始され、12月からは義務化されることを踏まえ、医療DXの推進といった観点から、あま指の施術料やはりきゅうにおける初検料および施術料を引き上げる。



第32回あはき療養費検討専門委員会

委員会では提示されたこれら令和6年あはき療養費改定（案）について大きな異論がなく承認され、令和6年あはき療養費改定が決定した。施行は6月1日と10月1日の2種類あり注意が必要だ。

以下あはきの令和6年改定部分を掲載する。

あん摩マッサージ指圧

単位:円

通所施術	1局所につき	350	→	450			6月1日施行
訪問施術	局所	1局所	2局所	3局所	4局所	5局所	10月1日施行
	訪問施術料1	2,750	3,200	3,650	4,100	4,550	
	訪問施術料2	1,600	2,050	2,500	2,950	3,400	
	訪問施術料3(3人~9人)	910	1,360	1,810	2,260	2,710	
	訪問施術料3(10人以上)	600	1,050	1,500	1,950	2,400	
温罨法	1回につき	125	→	180	6月1日施行		
温罨法+電気光線	1回につき	160	→	300	6月1日施行		
変形徒手矯正術	1回につき	450	→	470	6月1日施行		
特別地域加算	1回につき	新設		250	10月1日施行		
突発的な往療	1回につき	新設		2,300	10月1日施行		

はり・きゅう

単位:円

初検料	1術 /はりかきゅうの一方	1,780	→	1,950	6月1日施行	
	2術 /はり、きゅうの併用	1,860		2,230		
通所施術	1術	1,550	→	1,610	6月1日施行	
	2術	1,610		1,770		
訪問施術	訪問施術料1	1術	3,910	2術	4,070	10月1日施行
	訪問施術料2	1術	2,760	2術	2,920	
	訪問施術料3(3人~9人)	1術	2,070	2術	2,230	
	訪問施術料3(10人以上)	1術	1,760	2術	1,920	
電療料	1回につき	34	→	100	6月1日施行	
特別地域加算	1回につき	新設		250	10月1日施行	
突発的な往療	1回につき	新設		2,300	10月1日施行	